

2020（令和2）年4月17日

関係各位

### 新型コロナウイルス感染者の発生について

滋賀弁護士会

会長 西川真美子

4月17日に、当会に勤務する事務職員1名が、新型コロナウイルス感染症検査（以下「PCR検査」と言います）の結果、陽性であることが判明しました。

#### 1 陽性判明に至る経過

4月14日に、当該職員の同居親族がPCR検査で陽性と判明しました。また当該職員自身も4月13日の出勤時に咳の症状が出ていたため、4月14日より出勤を停止し、自宅待機をしていました。

4月16日、当該事務職員がPCR検査を受け、翌17日に陽性であることが判明しました。なお、当該職員は、来館者に対応する事務も行っておりましたが、いずれも書類の受け渡しなどの短時間の接触で、マスクを着用して業務を行っておりました。

#### 2 現時点での対応

当会に勤務する全ての事務職員は、濃厚接触者として、当面の間、自宅待機及び健康観察を致します。また保健所の指示に従い、館内消毒作業を行います。

#### 3 今後について

当会会館は、4月18日から5月6日まで、全面的に閉鎖致します。

また、法律相談をはじめとする当会の業務も5月6日まで休止致します。

これらの期間は、今後の情勢により変更することもあり、その際には当会のホームページで周知いたします。

当会の業務休止により市民・県民の皆様にご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げます。今後も、保健所等の関係各機関と連携し、市民の皆様及び当会職員の健康及び安全に十分配慮の上で、適切な対応をしていく所存ですので、ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。

以上